

CONTENTS

●企業法務コラム	有期雇用の無期転換申込権について	弁護士 戸田 晃輔
●事故コラム	通勤中の事故と会社の責任	弁護士 永 渕 友 也
●成年後見コラム	申立後の手続の流れについて	弁護士 碓 井 晶 子
●グレイス・ニュース	セミナー開催のお知らせ〈企業法務部〉	
●法律Q&A	「遺言者の死期が迫り、自ら遺言書を書けない際はどうすればよい?」	弁護士 碓 井 晶 子

TOPICS 企業法務コラム

有期雇用の無期転換申込権について

弁護士
戸田 晃輔



1 はじめに

平成25年4月1日に施行された改正労働法において新たに有期労働契約が通算5年を超えて反復更新された労働者に、有期労働契約の無期転換を申し込む権利（以下「無期転換申込権」といいます）が発生するというルールが定められました。このルールは、平成25年4月1日以降に開始した労働契約について適用されるため、来年の4月1日から同権利を行使できる労働者が発生します。そこで、今回は無期転換申込権の概要をご紹介します。

2 無期転換申込権の発生要件について

無期転換申込権が発生する要件は、①同一の使用主との間で締結された有期労働契約の契約期間を通算した期間が5年を超えていること、②有期労働契約が1回以上更新されていること及び③現時点で同一の使用主との間で契約をしていることの3つです。

①の5年という期間には、平成25年4月1日より前に開始した労働契約は、無期転換申込権の発生要件の期間に含まれません。例えば、平成24年4月1日に3年間の有期労働契約を締結した場合、その期間満了後に同契約を同一の条件で更新したとしても無期転換申込権は発生せず、その後再度契約が更新されて以降、その労働者には無期転換申込権が発生します。

3 無期転換申込権の内容について

無期転換申込権を行使された場合、使用者は労働者の無期転換の申込みを承諾したものと同様とみなされます。そのため、使用者は、この申込みを拒絶することはできず、有期労働契約の期間が満了した翌日から当該労働者と無期労働契約が開始することになります。

そして、労働条件は、当事者で別に定めない限り期間以外従前と同様の条件となります。

そのため、無期転換申込権を行使された際に契約条件を変えたい場合には、あらかじめ無期転換申込権を行使した労働者に適用される就業規則を定めておくか、個別に合意をすることが必要となってきます。

4 最後に

以上のように、有期労働契約を繰り返しているうちに無期転換申込権を労働者に行使される可能性があります。そして、この権利行使に対して何も対策をしない場合、同権利を行使した労働者の労働条件が不明瞭になる可能性があります。そのため、事前の対策を検討したいという場合にはご相談いただければと思います。

第16回 通勤中の事故と会社の責任

弁護士
永渕 友也



これまでも、このコラムにおいて、従業員が通勤中に起こした交通事故によって、会社が被害者に対して損害賠償責任を負うことがあるのかということを簡単にご説明したことがございました。今回は、このテーマをより掘り下げてみたいと思います。

自家用車で通勤中（会社からの帰宅中も含みます）の従業員が交通事故を起こした場合に、会社が責任を負う法的根拠として考えられるのは運行供用者責任（自賠法3条）と使用者責任（民法715条1項）です。

運行供用者責任が認められるには、会社が当該従業員の自家用車の「運行供用者」に該当する必要があります。従業員が自家用車で通勤中に交通事故を起こした場合に問題になるのは、従業員所有の自動車について、会社が運行供用者にあたるのか、すなわち従業員の自家用車について、会社が運行支配を有し、運行利益も会社に帰属しているかという点です。

使用者責任が認められるには、当該従業員の不法行為（今回では交通事故）が、会社の「事業の執行について」行われる必要があります。従業員が自家用車で通勤中に交通事故を起こした場合に問題になるのは、通勤自体は、会社の業務そのものではないため、「事業の執行について」なされたとはいえないのではないかという点です。

会社との合意によって、従業員がマイカーを通勤だけでなく業務に使用していた場合は、会社の運行供用者責任や使用者責任が認められることが多いようです。それだけでなく、従業員がその自家用車を寮から作業現場への通勤手段として利用することを会社が黙認していた場合に、従業員が工事現場から寮へ戻る途中で起こした事故について、会社の責任を認めた判例があります。

最高裁の判例において、どのような場合に、会社が責

任を負うか明確な基準を示したものは見当たりませんでした。論者や裁判例によって、会社が責任を負う場合の条件は異なりますが、会社との合意によって、従業員がマイカーを通勤だけでなく業務に使用していた場合は、会社の運行供用者責任や使用者責任が肯定されるという点は一致しているようです。

自動車事故でなく、自転車事故に関する高裁の裁判例では、従業員が「通勤手段として自転車を利用し、通勤途中に交通事故を起こした場合の使用者責任については、当該自転車が日常的に被用者の業務に利用され、かつ、使用者もこれを容認、助長していたような特段の事情のない限り、これを認めるのが相当ではない」と判断されており、業務での利用とその容認が会社の責任を認めるメルクマールになっているようにも考えられます。

一方で、従業員が自家用車を業務に利用せず、通勤のみに利用し、会社もこれを容認していた事案では、通勤に関して自家用車以外に代替交通手段がないことを理由の一つにあげ、会社の使用者責任を認めた裁判例や、通勤を本来の業務と区別する実質的な意義は乏しいとして、マイカー通勤者が通勤中に起こした事故については、会社は原則として使用者責任を負うとした裁判例もあります。

このように、従業員の自家用車での通勤中の事故について会社が責任を負う条件は、これを明確にすることは難しく、自家用車の利用状況やそれに対する会社の対応、地域の特性等にも左右されるといえます。自家用車での通勤を許容している事業主の方は、当然ではありますが、従業員の保険の加入状況をしっかり確認しておく必要があります。

成年後見コラム

第7回
申立後の手続の流れについて弁護士
碓井 晶子

1. はじめに

今月号では申立後の手続の流れについてご説明させていただきます。

2. 面接

申立に特に問題がなければ、基本的に申立人及び後見人等候補者は、詳しい事情を裁判所に対して説明するために裁判所において面接を受けることになります。具体的には、申立人は申立時に提出した「申立事情説明書」に基づいて、申立に至る事情や本人の生活状況、判断能力及び財産状況、本人の親族らの意向等について聞かれます。

他方、成年後見人等候補者は、申立時に提出した「後見人等候補者事情説明書」に基づいて、欠格事由の有無やその適格性に関する事情について聞かれます。

なお、もし裁判所がより確認をする必要があると判断した場合には、後日改めて裁判所に行くことになるか、資料の追加提出をすることになります。

3. 本人調査

成年後見制度では、本人の意思を尊重するために、申立の内容等について本人から意見を直接聞くことがあります。これを本人調査といいます。

本人調査は、本人が直接家庭裁判所に行くか、本人が入院していたり体調が良くない等により家庭裁判所に行くことが難しい場合には家庭裁判所の担当者が入院先等に直接来て調査をされます。なお、補助開始の場合や、保佐開始で代理権を付ける場合には、本人の同意が必要になるため、本人調査の手続の中で同意確認も行われます。

4. 親族への意向照会

本人の親族に対して、書面等により、申立の概要や成年後見人等候補者に関する意向を照会されることがあります。

5. 鑑定

鑑定とは、本人に判断能力がどの程度あるかを医学的に判定するための手続です。申立時に提出する診断書とは別に、家庭裁判所が医師に鑑定依頼をする形で行われます。ただし、親族からの情報や診断書の内容等を総合的に考慮して本人の判断能力を判断できる場合は、鑑定が省略されることもあります。

鑑定を行う場合は、通常、本人の病状や実情をよく把握している主治医に鑑定をお願いすることが多いです。もっとも、事案によっては、主治医に鑑定をお願いすることが出来ない場合や鑑定を引き受けてもらえない場合もあります。そのような場合には、主治医から他の医師を紹介してもらう等して、鑑定をお願いすることができる医師を探さなければなりません。

鑑定費用は、鑑定人の意向や鑑定のために要した労力等を踏まえて決められます。具体的には、主治医に鑑定を依頼する場合であれば、通常、診断書付票に記載されている金額になります。

なお、あらかじめ鑑定費用を納付しない限り鑑定は行わないので、裁判所の定めた納付期限内に納付をしてください。

6. 審理・審判

鑑定や調査が終了した後、家庭裁判所により、後見等の開始の審判が行われて、併せて最も適任と思われる人が成年後見人等に選任されます。複数の後見人等が選任されることもありますし、監督人が選任されることもあります。

また、保佐開始や補助開始の場合には、必要な同意(取消)権や代理権についても定められることになります。

企業法務部からのお知らせ /

セミナー開催の
お知らせ

企業法務部主催3回シリーズ労務セミナーの第3回の概要のお知らせです。本セミナーはWEBサイトからのお申し込みも可能ですので、QRコードよりご覧ください。ぜひご参加くださいませ。

企業法務専門弁護士が教える

経営者が絶対に知っておきたい労務トラブル対策セミナー

第3回

優秀な人材が定着し、問題社員とのトラブルを防ぐ!!

雇用契約更新時のポイント!!

開催日時 11月16日(木) 16:00~18:00 講師 戸田 晃輔 (当事務所弁護士)

会場 NCサンプラザ (〒892-0842 鹿児島県鹿児島市東千石町2-30)

参加費 10,000円(税込) 当日現金でお受けさせていただきます。顧問先様は参加費無料

お申し込み期間 セミナー開催日の一週間前まで 定員になり次第締め切らせていただきます。

お申込み・お問合せ

☎ 099-822-0764
(セミナー担当/大里)

☎ 099-822-0765

🌐 WEBサイト



※セミナーの内容は変更になることもございます。予めご了承ください。

法律Q&A

経験豊富なグレイスの弁護士が、身近な法律問題から企業の法務問題まで、弁護士の観点からお答えします。

vol.06

Q 遺言者の死期が迫っていて、自ら遺言書を書いたり署名押印することができないときは、どうすればよいですか。

A 死が切迫していて普通的方式で遺言することができない場合には、特別な方式で遺言することが認められています(民法976条)。

遺言者の容態が急変したり突然の事故にあったり等で、死期が迫っている場合には、遺言者が自ら遺言書を書いたり、公証人にきてもらうことも難しい場合があります。このように、死が切迫していて普通的方式で遺言することができない場合には、特別な方式で遺言することが認められています(民法976条)。この特別な方式による遺言を、「危急時遺言」といいます。そして、危急時遺言には、主として一般危急時遺言があります。

一般危急時遺言は、疾病その他の事由によって死亡の危急に迫った者について認められている遺言です(民法976条1項)。その遺言の方式は、(i) 証人3人以上の立ち会いをもって、(ii) 遺言者がその証人の

一人に遺言の趣旨を口授し、その口授を受けた者がこれを筆記し、(iii) 遺言を筆記した証人が、筆記が終わった後、これを遺言者及び他の証人に読み聞かせ、又は閲覧させ、(iv) 各証人がその筆記の正確なことを承認して署名・押印する方式です。

なお、この方式によってした遺言は、遺言の日から20日以内に証人の一人又は利害関係人から、家庭裁判所に請求して、その確認を得なければ効力がなくなるので、注意が必要です(同条4項)。

「法律 Q&A」では皆様からの法律問題に関するご相談を随時募集しております。✉ info2@grace-law.jp までご連絡ください。

回答した弁護士

家事専門部

弁護士
碓井 晶子

FAXでも法律相談のご予約を承っております。お気軽にご連絡ください

下記の必要事項をご明記の上、FAX番号099-822-0765までお送りください。折り返し、担当者よりご連絡を差し上げます。

貴社名：

ご担当者名：

ご連絡先TEL：

ご相談希望日：

ご相談内容：

全ては依頼者の最大の利益の為に
契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。

法律相談のご予約はこちら！
新規予約専用ダイヤル

☎ 0120-100-129

受付時間：平日9:00~18:00
※緊急案件については土日でもご対応
できる場合があります